

監査監第1947号

令和6年3月29日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 江原 大輔 様

さいたま市教育委員会教育長 竹居 秀子 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 三神 尊志

同 高子 景

定期監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

## 定期監査結果報告書

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部局等

教育委員会事務局

学校教育部（市立小学校39校、市立中学校6校）

小学校	前期	常盤、木崎、仲本、南浦和、北浦和、上木崎、岸町、大谷場、浦和大里、善前、大宮、桜木、植竹、指扇、栄、大宮別所、宮前、つばさ
	後期	三室、大久保、野田、文蔵、栄和、田島、大牧、中島、見沼、春岡、大谷、東宮下、海老沼、与野本町、下落合、与野南、岩槻、和土、河合、徳力、上里
中学校	前期	大成、第二東、土屋、土呂
	後期	八王子、柏陽

#### (2) 対象事務

（前期）令和4年度（令和4年4月1日から令和5年2月末日まで）

（後期）令和5年度（令和5年4月1日から令和5年8月末日まで）

における財務に関する事務の執行及び学校の施設・物品の管理状況について

### 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

#### (1) 収入事務

収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

#### (2) 支出事務

支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

#### (3) 契約事務

契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(4) 財産管理事務

物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象市立小学校・中学校内

(2) 監査期間

令和5年4月21日（金）から令和6年3月28日（木）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 支出事務

ア 印刷製本費（さいたま市立中学校卒業証書等）の支払いにおいて、支出関係書類に事実と異なる日付を記載していたので、適正な事務処理を行うべきである。

【土屋中学校】

イ 修繕料（図書室空調設備修繕等）の支払いにおいて、支出関係書類に事実と異なる日付を記載していたので、適正な事務処理を行うべきである。

【土屋中学校】

ウ 備品購入費（力学的エネルギー実験器等）の支払いにおいて、支出関係書類に事実と異なる日付を記載していたので、適正な事務処理を行うべきである。

【土屋中学校】

(2) 財産管理事務

備品（パーソナルコンピューター）の管理において、備品台帳に登録されてい

る物品が確認できなかつたので、さいたま市物品会計規則第15条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【第二東中学校】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。